



役員研修会開催

改正水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設等 構造等の規制について
～滋賀県環境政策課との意見交換会～

開催日・開催場所：平成 24 年 1 月 23 日（月）13：30～15:00

開催場所：ライズヴィル都賀山

参加者： 会員 43 名 行政 8 名 計 51 名



土壌汚染の未然防止を目的に、平成 23 年 4 月 1 日、水質汚濁防止法が改正され、近々に有害物質使用の特定施設、有害物質の貯蔵施設等の構造基準、定期点検等について、運用規則が制定されます。

施行は平成 24 年 6 月 1 日で規制等かかります。施行を前に、滋賀県より運用に関する質問等予め把握し、円滑な運用に移れるようにとの目的で、湖南・甲賀環境協会会員（役員企業、有害物質使用会員）と意見交換を行いました

規制対象の事業所は、6 月 1 日～6 月 30 日の間に、有害物質使用特定施設等の『設備』の届出、施行以降は構造基準の順守や定期点検等の義務が発生します。

ただし、有害物質使用の特定施設を既に届出済みの場合は、次回変更時に設備等の届出義務があります。

4月以降、滋賀県主催で説明会が予定されていますが、関心が高い会員様は環境省主催の追加全国説明会が開催されます。

大阪地区の追加説明会は3月7日、申し込みは2月10日 9:00より受付をされます。

環境省報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14775>

意見交換会で出されました質問&回答はこちらからご覧いただけます。改正水濁法の対象事業所かどうか、目安にもなりますのでご確認頂くことをお勧めします。 [意見交換控えはこちらか](#)

[ら](#)

